

変更届提出書類一覧(特別養護老人ホーム)

■届出について

事前協議が必要な事項の変更については、事前に電話にてご予約ください。

◆老人福祉法に基づく特別養護老人ホームの変更 添付書類一覧

老人福祉法第 15 条の 2 第 2 項を変更しようとするときは、あらかじめその旨を市長に届け出が必要です。また、老人福祉法第 16 条第 2 項に基づく事項については市長の認可が必要となりますので、変更後の届出とにならないよう、ご注意ください。

変更する事項	添付書類	留意点
施設の名称 施設の所在地	・特別養護老人ホーム変更届出書（様式第 1 号） ・理由書（任意様式）	
建物の規模、構造並びに設備の概要 （施設の用途や区画等の変更）	・特別養護老人ホーム変更届出書（様式第 1 号） ・理由書（様式任意） ・平面図（全ての階、変更前及び変更後） ※1※2 ・変更しようとする設備又は区画の写真（変更前及び変更後、カラーに限る）	変更届の提出前に事前協議が必要です。事前にお電話にて予約をお願いします。 ※1:各部屋の用途、面積を明示してください。 ※2:建物を増改築する場合であって、既存施設の算定区分（従来型又はユニット型）と増改築部分の算定区分（従来型又はユニット型）が異なる場合は、増改築部分は新たに指定を受ける必要がありますので、ご注意ください。
運営規程（施設の運営の方針に変更がある場合のみ）	・特別養護老人ホーム変更届出書（様式第 1 号） ・運営規程（新） ・新旧対照表（変更しようとする条文のみ）または旧運営規程	
入所定員の減少又は増加（※要認可）	・特別養護老人ホーム入所定員変更認可申請書（様式第 2 号） ・理由書（様式任意） 入所定員の減少又は増加については、市長の認可を受けなければ変更することはできません	変更届の提出前に事前協議が必要です。事前にお電話にて予約をお願いします。

※施設の設置、廃止・休止については、指導監査課と個別に協議してください。